



人権教育啓発だより「未来」では、 様々な人権課題に視点を当てて考え てきました。これからも日頃から相手 を尊重する言動を心がけ、互いを大切 にする意識をもって、生活していきた いと思います。今回は、「子ども」を テーマに取り上げています。



## 考えよう!子どもの人権

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利をもっています。今回は、子どもの人権がテーマです。 子どもは、単に年齢が低いというだけで、大人と同様、人間としての人権が備わっていることを認識しな ければなりません。ユニセフは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の中で、4つの権利をあ げています。

問題 1

生きる権利と育つ権利、あとの2つの権利は、何の権利でしょうか。



## 正解は、「守られる権利」と「参加する権利」です。

「守られる権利」とは、すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況 などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。紛争下の子ども、障害をもつ 子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利をもっています。「参加する権利」では、自分に関係の ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



こちらは、児童虐待防止推進月間のポスターです。このポスターの表題は、「たすけては、見えにくい」です。そして「声に出したくても出せない子がたくさんいます」と記されています。

問題 2

なぜ、声にだせないのでしょうか。

それは、「見捨てられる」「よりひどい虐待を受ける」「親をかばう気持ち」などが様々なことが考えられます。虐待を社会全体の問題として捉え、それぞれの立場でできることは何か考えていただければと思います。

日光市人権教育推進委員会

※ いきいき栃木っ子3あい運動…学びあい・喜びあい・励ましあおう